

報 第 4 7 号

専決処分報告について

(新潟県市町村総合事務組合規約の変更について)

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 7 年 (2025 年) 11 月 19 日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第26号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

以上同法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）11月7日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年1月23日総行市総務大臣許可第30号）

別表第2 (第3条関係)		改正後	改正前
共同処理する事務	組合市町村等	別表第2 (第3条関係)	
1～3 (略)		1～3 (略)	組合市町村等
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム事務組合、新潟県中東福祉越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、新潟県清掃施設処理組務組合、五泉地域保健事務組合、豊栄郷清掃施設組合、さくら福祉保健事務組合、さくら総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域衛生施設組合老人ホーム組合、津南地域保健事務組合	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、栗島浦村、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合、新発田地域広域事務組合、新潟県中東福祉行政組合、下越福祉行政組合、新発田地域広域事務組合、新潟県清掃施設処理組務組合、五泉地域保健事務組合、豊栄郷清掃施設組合、さくら福祉保健事務組合、さくら総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合、魚沼地域衛生施設組合老人ホーム組合、津南地域保健事務組合
5～16 (略)		5～16 (略)	